

第575号

横 浜 市 報

発行日
5 日
15 日
25 日

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市 役 所

目 次

【条 例】

- △横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例……………1376
- △横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例……………1377
- △横浜市印鑑条例の一部を改正する条例……………1378
- △横浜市福祉保健活動拠点条例の一部を改正する条例……………1378
- △横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………1378
- △横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例……………1380
- △横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例……………1380**
- △横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………1382
- △横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例……………1383
- △横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例……………1383
- △横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………1385
- △横浜市老松会館条例を廃止する条例……………1385
- △横浜市立の大学の設置等に関する条例を廃止する条例……………1385

【規 則】

- △区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………1386
- △区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………1386
- △横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………1386
- △横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則……………1387
- △横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………1387
- △横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……………1394
- △横浜市福祉保健センター長委任規則及びクリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………1395
- △横浜市立市民病院事務分掌規則及び横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則の一部を改正する規則……………1400
- △横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則……………1401
- △横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1403

△横浜市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………1403

【告 示】

- △県道区域の供用の開始……………1403
- △平成15年度横浜市一般会計歳入歳出決算ほか16件の要領公表……………1403
- △平成15年度横浜市地方公営企業会計決算の要領公表……………1421
- △公印の新調……………1450
- △横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表……………1450
- △横浜市都市計画マスタープラン栄区プランの公表……………1450
- △横浜国際港都建設計画地区計画の決定……………1450
- △横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更……………1453
- △横浜国際港都建設計画公園の変更……………1453

【公 告】

- △廃物の認定……………1454
- △環境影響評価方法意見書の作成……………1455
- △環境影響評価書の縦覧……………1455
- △大規模小売店舗の変更の届出……………1455
- △ 同 ……………1456
- △緑地協定の認可……………1457
- △ 同 ……………1457
- △公園の設置……………1457
- △公園（緑道）の区域の変更……………1458
- △公園の名称の変更……………1459
- △駐車場整備計画の変更……………1459
- △ 同 ……………1461
- △横浜国際港都建設計画道路の変更に係る図書の縦覧……………1461
- △ 同 ……………1461
- △土地区画整理審議会委員の選挙期日……………1461
- △土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧……………1461
- △ヨコハマポートサイド地区住宅市街地総合整備事業整備計画の縦覧……………1462
- △排水設備指定工事店の変更……………1462
- △排水設備指定工事店の指定の取消し……………1462
- △ 同 ……………1462
- △建築協定の認可……………1462
- △開発行為に関する工事の完了……………1463
- △ 同 ……………1463
- △ 同 ……………1464

改める。

第9条中「市長」を「病院事業管理者」に改める。

第10条第3項及び第4項中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条第7項中「規則」を「規程」に改める。

第11条中「規則」を「規程」に改める。

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第72号

横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号を次のように改める。

(3) その他センターの管理上支障があるとき。

第5条を次のように改める。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。別表横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センターの項の次に次のように加える。

横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
--------------------	-------

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第73号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1節 地下水の水質の浄化対策（第61条—第65条）」を

「第1節 地下水の水質の浄化対策（第61条—第65条）
第1節の2 土壌の汚染の防止等（第65条の2—第65条の8）」に、

「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第138条—第141条）」を

「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第138条—第141条）」を

第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141条の2—第141条の8）」に改める。

第29条第2項中「施設を」の次に「設置するときは、」を加え、同条第5項を削る。

第42条中「指定事業所」を「事業所」に改め、「認められる」の次に「規則で定める」を加え、「排出量、移動量」を「受入量」に改める。

第43条中「化学物質を取り扱う指定事業所のうち、環境への配慮が特に必要と認められる」を「前条の」に改める。

第44条に次の1項を加える。

3 事業者は、取り扱う化学物質に係る管理の状況に関する情報を市民に提供しよう努めるものとする。

第7章第1節の次に次の1節を加える。

第1節の2 土壌の汚染の防止等
(有害物質による土壌の汚染の防止)

第65条の2 事業者は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害な物質による土壌の汚染の防止に努めるとともに、当該物質

により汚染された土壌を適切に処理するよう努めなければならない。

(土壌汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第65条の3 土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害な物質で規則で定めるもの(以下「土壌汚染有害物質」という。)を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する事業所(以下「土壌汚染有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、土壌汚染有害物質使用事業所における土壌汚染有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者は、土壌汚染有害物質使用事業所の敷地(土壌汚染有害物質使用事業所が土壌汚染有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び土壌汚染有害物質使用事業所が廃止された場合の当該土壌汚染有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「土壌汚染有害物質使用地」という。)の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壌汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壌汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を返還しようとするとき、又は前項の記録を、土壌汚染有害物質使用地の全部又は一部を貸与しようとするとき、又は同項の記録の写しを、土壌汚染有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。土壌汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者であっても、同様とする。

(土壌汚染有害物質使用事業所の廃止時等の調査等)

第65条の4 土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者は、当該土壌汚染有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、当該土壌汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壌汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壌汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して返還しようとするときは、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び規則で定める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者が所在不明その他の理由により当該調査を行うことができないと市長が認めるときは、当該土壌汚染有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)が行うものとする。

2 前項の届出を行った者は、同項の調査の結果、土壌の汚染のおそれがないと市長が認める場合を除き、規則で定める調査の計画を作成し、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により調査の計画を作成した者が、当該調査を誠実に実施し、当該調査を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

4 前項の報告を行った者は、当該報告に係る土壌汚染有害物質使用地の土壌が規則で定める土壌汚染に係る基準に適合していないときは、土壌汚染対策計画を作成し、市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により土壌汚染対策計画を作成した者が、当該計画に基づく対策を誠実に実施し、当該対策を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

6 前各項に規定する者は、土壌汚染有害物質使用地の全部若しく

は一部を譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壌汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壌汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を返還しようとするときは、前各項の規定により市長に届出をし、提出し、又は報告した書類を土壌汚染有害物質使用地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に交付しなければならない。土壌汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者であっても、同様とする。

(土壌汚染有害物質使用地における土地の形質の変更の実施等)

第65条の5 土壌汚染有害物質使用地において土地の掘削その他形質の変更を行おうとする者(以下「形質変更者」という。)は、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の土地の形質の変更について準用する。

(周辺住民への周知計画の提出)

第65条の6 第65条の4第4項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により土壌汚染対策計画を作成した者その他規則で定める者は、規則で定めるところにより周辺住民にその概要を周知する計画(以下「周知計画」という。)を作成しなければならない。

2 前項の規定により周知計画を作成した者は、当該周知計画を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により周知計画を作成した者が、当該周知計画に基づく周知を誠実に実施し、当該周知を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(汚染状況の公表等)

第65条の7 市長は、第65条の4第3項又は第5項(第65条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告があったときは、土壌の汚染状況その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 事業者は、土壌汚染有害物質使用地の汚染状況その他の情報を市民に提供するよう努めなければならない。

(調査等に係る指導及び勧告)

第65条の8 市長は、土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者等又は形質変更者に対し、土壌の汚染を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者等又は形質変更者に対し、調査を行うこと及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第65条の4第1項又は第65条の5第1項の規定による調査を行っていないと認める場合

(2) 第65条の4第2項(第65条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による計画を作成していないと認める場合

(3) 第65条の4第3項(第65条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による調査を行っていないと認める場合

(4) 第65条の4第4項(第65条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による土壌汚染対策計画を作成していないと認める場合

(5) 第65条の4第5項(第65条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定による対策を行っていないと認める場合

(6) 周知計画を作成していないと認める場合
 (7) 第65条の6第3項の規定による周知を行っていないと認める場合
 第73条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 (2) 汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。
 第9章の次に次の1章を加える。
 第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減
 (建築物の建築に係る環境への負荷の低減)
 第141条の2 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築(同条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、当該建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
 (建築物環境配慮指針の策定)
 第141条の3 市長は、建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置について配慮すべき事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。
 2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。
 (建築物環境配慮計画の作成等)
 第141条の4 規則で定める要件に該当する建築物(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画(以下「建築物環境配慮計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。
 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 (2) 特定建築物の名称及び所在地
 (3) 特定建築物の概要
 (4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
 2 市長は、建築物環境配慮計画の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
 (建築物環境配慮計画の変更)
 第141条の5 前条第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「建築物環境配慮計画」とあるのは、「次条第1項の規定による届出に係る変更後の建築物環境配慮計画」と読み替えるものとする。
 (工事完了の届出)
 第141条の6 第141条の4第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、特定建築物の建築に係る工事(前条第1項の規定による届出に係る変更後の工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導及び助言)
 第141条の7 市長は、第141条の4第1項又は第141条の5第1項の規定による届出があったときは、建築物環境配慮指針の趣旨を勘案し、当該届出を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。
 (勧告)
 第141条の8 市長は、第141条の4第1項、第141条の5第1項又は第141条の6第1項の規定により届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、期限を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。
 第156条第1項中「第60条第3項」の次に「、第65条の8第2項」を、「第140条」の次に「、第141条の8」を加える。
 附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9章の次に1章を加える改正規定及び第156条第1項の改正規定(「第140条」の次に「、第141条の8」を加える部分に限る。)は、平成17年7月1日から施行する。
 (経過措置)
 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に横浜市の区域に適用された神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号。以下「旧条例」という。)の規定によりなされた勧告、報告、届出その他の行為(旧条例の規定によりなされたものとみなされた行為を含む。)は、この条例による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「新条例」という。)中これらに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 3 施行日前に旧条例第59条第3項(同条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により調査を行い、又は届出を行った者は、新条例第65条の4第4項の規定は、適用しない。
 4 施行日前に旧条例第59条第3項(同条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定によりなされた届出については、同条例第59条第4項の規定により公表されたものを除き、新条例第65条の7第1項の規定を適用しない。
 5 施行日前に旧条例第60条第2項又は第4項(同条例第63条の3において準用する場合を含む。)の規定によりなされた報告については、新条例第65条の7第1項の規定を適用しない。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第74号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次の各号に掲げる」を「学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める」に改め、同項各号を削る。
 第26条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
 (4) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)